1

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例(仮称)の 骨子(案)

4 5

6 前文

- 7 ○子どもは、健やかに成長し発達する権利を有し、尊重されなければなら8 ない。
- 9 ○児童虐待は、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。
- 10 ○沖縄県では、子どもの貧困が深刻な状況で、ひとり親家庭や若年出産も36 多く、子育てに悩みを抱える傾向がみられる。
- 12 〇県、市町村及び関係機関等が連携し、妊娠から出産、子育てまで切れ目 13 のない子どもと家庭の支援に努めなければならない。
- 14 ○社会全体で子どもの権利と虐待の防止に対する理解を深め、虐待から子 15 どもを守り、健やかに成長することができる社会の実現を目指す。

16

17 **1 目的**

- 18 この条例は、子どもの尊厳を重んじ、子どもを虐待から守ることに関し
- 19 基本理念を定め、県、県民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにすると
- 20 ともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定める
- 21 ことにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの権利利
- 22 益の擁護及び子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資するこ
- 23 とを目的とする。

24

25 2 定義

26 必要な条文の規定にあたり、定義が必要なものについて定める。

27

28 3 子どもの権利

29 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、安心して生きる 30 権利、能力を十分に発揮し育つ権利、虐待から守られる権利、自己の意見を 31 表明する権利その他の健やかな成長及び発達のための権利を有する。

32

33 4 基本理念

- 34 (1) 子どもについては、前項の子どもの権利を保障し、個人としての尊厳35 を重んずるとともに、その最善の利益を考慮する。
- 36 (2) 虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻 37 害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止を図っていく。
- 38 (3) 子どもを虐待から守るに当たっては、その生命を守ることを最優先と39 する。

1

2 5 県の責務

- 3 (1) 県は、基本理念にのっとり、子どもの権利利益を尊重し、子どもを虐
 4 待から守ることに関する施策を策定し、実施するとともに、必要な体制
 5 を整備する。
- 6 (2) 県は、虐待防止施策、県の定める子どもの貧困対策の計画、子育ての 支援の計画及び子どもを社会的に養育する計画を、整合性を確保して、 総合的かつ効果的に実施する。

9

10 6 県民の責務

11 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利利益の擁護及び子どもを虐 12 待から守ることに関する理解を深めるとともに、前項の県の施策等及び関係 13 機関等の取組に協力するよう努める。

14

15 7 保護者の責務

- 16 (1) 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に係る第一義的な責任 を負っていることを踏まえ、子どもの権利利益を尊重するとともに、虐 特が子どもに与える重大な影響を認識し、子どもの健やかな成長を図ら なければならない。
- 20 (2) 保護者は、体罰その他の子どもの尊厳を傷つける罰を与えてはならな 21 い。

22

23 8 関係機関等の責務

24 関係機関等は、基本理念にのっとり、子どもの権利利益を尊重し、必要 25 に応じて県、市町村及び他の関係機関等との連携の下、虐待防止に資する主 26 体的な取組の推進に努める。

27

28 9 市町村との協働

29 県は、市町村が実施する子どもの権利利益を尊重した虐待防止施策に協 30 働して取り組むとともに、必要な支援を行うものとする。

31

32 10 基本理念の普及啓発

33 県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、必要な広報活動等を 34 実施し、その普及啓発をする。

35

36 11 公表及び報告

- 37 (1) 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況を取りまとめ、公表する。
- 38 (2) 知事は、虐待防止施策の実施状況を、沖縄県社会福祉審議会の児童福 39 祉専門分科会に報告し、意見を聴く。

1 (3) 知事は、虐待防止施策の実施状況を取りまとめるに当たって、市町村 2 及び関係機関等に対して必要な報告を求めることができる。

3

4 12 虐待の未然防止

5 県は、虐待を未然に防止するため、妊娠、出産及び子育てについて相談

6 しやすい環境の整備など、市町村が実施する切れ目ない母子保健及び家庭へ

7 の子育て支援に関する施策について、必要な支援を行う。

8

9 13 早期発見のための環境整備

- 10 (1) 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な 11 連携協力を図る。
- 12 (2) 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通告をしやす 13 い環境及び体制を整備する。
- 14 (3) 県は、虐待を受けた子どもが、自ら相談しやすい環境及び体制を整備15 する。

16

17 14 通告に係る対応等

- 18 (1) 児童相談所長は、虐待の通告があった場合には、その内容に係る調査 19 を行い、速やかに子どもとの面会、面談等を行い、安全確認措置を講ず 20 る。
 - (2) (1)の子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。
- 22 (3) 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、 23 近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、子どもが居住する住宅 24 を管理し、又は所有する者などに対し、協力を求める。

25

27

21

26 15 通告に係る体制の整備

- (1) 県は、虐待の通告を常時受けることができる体制を整備する。
- 28 (2) 県は、虐待の通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に 29 協力した者に不利益が生じないよう、必要な配慮をする。

30

31 16 情報の共有

- 32 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉
- 33 事務所、警察本部等の県の関係機関、市町村、関係機関等との間、そして
- 34 県の関係機関相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協
- 35 力体制の整備に努める。

36

37 17 虐待を受けた子どもに対する支援

- 38 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、家庭又はできる限り良好
- 39 な家庭的環境において生活できるようにするとともに、当該子どもの心身の

1 健康の回復を図るため、その子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮

2 した支援を行う。

3

4 18 保護者に対する支援

5 県は、市町村又は関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が良好な家

庭環境を形成し、再び虐待を行わないよう、その保護者に対し、必要な支援

7 を行う。

8

9 19 社会的養護の充実

10 県は、虐待を受けた子どもの社会的養護(保護者の適切な養育を受けら

11 れない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護すること)の充実を図

12 るため、里親制度の推進、児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム等の社会

13 的養護に関する事業の充実に努める。

14

15 20 子ども自身による安全確保への支援

16 県は、子どもが虐待から自らの安全を確保できるようにするため、子ど

17 もに対し、自らとり得る行動のための情報の提供その他の必要な支援を行う。

18

21

22

19 21 人材育成

20 (1) 県は、虐待の早期発見及び早期対応等の虐待の防止に関する専門的な

知識及び技術を有する職員を育成し、児童相談所の運営体制を適切に確

保する。

23 (2) 県は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的

な知識及び技術の修得に資する研修等を実施する。

2425

26 22 要保護児童対策地域協議会への支援

27 県は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営が適切かつ円

28 滑に行われるよう、必要な支援を行う。

29